

**令和 8 年度群馬県地域森林計画等策定支援
(林地集積・集約化モデル) 業務仕様書**

1 業務委託名

令和 8 年度群馬県地域森林計画等策定支援（林地集積・集約化モデル）業務委託

2 目的

本業務は、森林所有者の高齢化、林業経営意欲の減退、所有森林の放棄、所有者不明の森林の増加等の課題を踏まえ、本県における森林所有者の森林管理に関する意向や実態を把握するとともに、先進事例等を踏まえた新たな森林管理としての林地の集積・集約化モデルを検討し、林業経営の効率化及び経営基盤の強化に繋がる本県に適した林地集積・集約化モデルの構築に向けた方策を整理することにより、群馬県森林・林業基本計画 2021-2030 が掲げる「林業の自立」に向けた施策の推進に資することを目的とする。

3 履行期限

契約締結の日から令和 9 年 3 月 1 9 日（金）まで

4 業務内容

委託する業務内容は、次のとおりとする。

(1) 県内の森林所有構造及び林地集積・集約化に係る課題の把握・整理

県が保有する既存資料や関係者へのヒアリング等により、森林所有構造や市町村における森林経営管理制度の運用状況を把握し、林地集積・集約化に向けた課題を整理するものとする。

(2) モデル地区の選定及び対象森林の現況分析

林地集積・集約化モデルの検討に当たり、発注者と協議の上、モデル地区を選定するものとする。

選定したモデル地区について、森林所有者の状況、森林の配置、施業履歴及び経営主体等の現況を分析し、本県における林地集積・集約化の推進上の課題及び対応方策を整理するものとする。また、設定したモデル地区が所在する市町村に対してヒアリングを実施し、森林経営管理制度の運用状況や集約化施策の推進状況等を把握し、市町村が抱える森林管理上の課題を把握するものとする。

なお、モデル地区の選定に当たっては、集積・集約化の核となり得る共有林、生産森林組合その他のまとまりのある森林所有形態を有する森林を対象とすることを想定する。

共有林や生産森林組合は、複数の森林所有者による合意形成の仕組みを有し、一定規模の森林を面的に管理している場合が多いことから、地域における林地の集積・集約化

を推進する際の中核的な主体となることが期待される。また、これらを核として周辺の小規模・分散所有森林の集約化を図ることにより、効率的な森林経営や持続的な森林管理につながる可能性があるため、その有効性及び適用条件について分析・検討を行うものとする。

特に次の事項について分析すること。

- ・ 共有林、生産森林組合等の組織運営及び意思決定の状況
- ・ 所有森林の規模、配置及び集積状況
- ・ 森林整備及び経営管理の実施状況
- ・ 周辺の小規模・分散所有森林との連携可能性
- ・ 集積・集約化の推進主体としての課題及び展開可能性
- ・ 他地域への横展開に向けた条件整理
- ・ 森林ゾーニング及びコストシミュレーション

(3) 林地集積・集約化モデルの提案

モデル地区に対する調査結果及び県外における先進事例を踏まえ、本県に適した林地集積・集約化モデルを提案するものとする。

県外先進事例については文献調査を基本とし、発注者が必要と認める場合は、発注者と協議の上、1～2事例程度の現地調査を実施するものとする。

例)

- ・ 森林経営管理制度を活用した事例
- ・ 森林組合等による集約化事例
- ・ 地域会社方式による森林管理事例
- ・ 森林信託等を活用した事例
- ・ 所有者参加を促進する仕組み

(4) 林地集積・集約化モデルの制度設計及び事業化可能性の検討

本県における林地集積・集約化モデルの導入を見据え、制度及び運営手法について検討するものとする。また、モデル地区を対象として事業化に向けた課題、解決方策、導入地域におけるメリット・デメリットを整理するものとし、林地集積・集約化後の森林経営や低コスト再造林等の新たな森林施業の導入可能性についても整理するものとする。

(5) 説明会及び意見交換会の実施

(1) から (4) までの検討結果について、県、市町村及び関係者を対象とした説明会又は意見交換会を合計2回以上開催するものとする。

会場、開催時期及び内容については発注者と協議の上決定する。

5 貸与資料

発注者から貸与する資料は次のとおりとする。

(1) 対象市町村森林簿

- (2) 対象市町村森林計画図
- (3) 空中写真（縮尺 1/5000、地上解像度 30cm 相当）
- (4) 空中写真による森林資源解析結果（全県）
- (5) 航空レーザ計測による森林資源解析結果（一部のみ）
- (6) 路網データ（林道、林業専用道、森林作業道）
- (7) その他発注者が必要と認める資料

6 成果品

本事業による成果を成果品として業務報告書にとりまとめるとともに、次の資料を添付するものとする。

なお、成果品は、電子データにより提出するものとし、業務報告書等の文書、図表、地図、計算資料その他のデータについては、PDF 形式に加え、編集可能な形式のデータを併せて提出するものとする。

- ・業務報告書
- ・業務概要版
- ・モデル地区の現況分析結果
- ・森林ゾーニング図その他の地図データ
- ・コストシミュレーション結果及びその計算根拠
- ・林地集積・集約化モデル提案書
- ・モデル地区への導入に向けたロードマップ
- ・説明会及び意見交換会の資料並びに議事概要
- ・ヒアリング結果の取りまとめ資料
- ・その他本業務を通じて作成した資料

7 その他

- (1) 契約書（仕様書を含む。）に定められている事項を遵守すること。また、契約書に定めのない事項については、適宜発注者と受注者が協議して、決定すること。
- (2) 本業務により作成された成果物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。）は、原則として発注者に帰属する。ただし、成果物の中に受注者が既に著作権を保有しているものが含まれる場合は、その著作権は、受注者に帰属する。この場合、受注者は、著作権を保有しているものの使用及び修正するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用（複製権、翻案権などの著作権を利用する権利をいう。）を無償で発注者に承諾すること。
- (3) 受注者は業務実施に当たり、市町村、森林組合、林業経営体その他関係機関との連携に十分配慮すること。
- (4) 受注者は業務上知り得た個人情報等を適切に管理し、関係法令を遵守すること。